

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則等
企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」	期中会計基準
企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」	期中会計基準適用指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本改正案の財務諸表等規則改正案第 202 条の 2 及び第 305 条の 2、連結財務諸表規則改正案第 175 条の 2 及び第 287 条の 2 において提案されている、切放し法の適用に関する注記事項は、期中会計基準適用指針で求められているものと同様の内容であるとの理解でいいか確認いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>期中会計基準適用指針では、実際の評価損又は切下額の計上の有無にかかわらず、期中切放し法を適用した場合に注記が求められているものと理解されるところ、本改正案での提案内容についてそれと同一の内容を求めるものであることが想定される。また、特有の会計処理を「適用した場合」に記載を求める財務諸表等規則第 136 条及び連結財務諸表規則第 107 条と同様の記載であり、それ同様、切放し法を適用した場合に記載を求めるものであると解される。しかし、本改正案において、対象の条項は損益計算書又は連結損益計算書の雑則として位置づけられており、「・・・評価損又は・・・切下額に関し、切放し法を適用した場合」との記載が提案されていることから、損益計算書又は連結損益計算書に評価損額又は切下額を計上した場合に注記を求めるものとの解釈も排除できないと考えられるため、理解を確認させていただきたい。</p>	<p>ご理解のとおり、期中会計基準適用指針と同様に、中間（連結）会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、評価損又は切下額の計上の有無にかかわらず、切放し法を適用した旨の注記が求められます。</p> <p>なお、ご質問を踏まえ、財務諸表等規則第 202 条の 2 及び第 305 条の 2 並びに連結財務諸表規則第 175 条の 2 及び第 287 条の 2 を修正し、明確化を図ることとしました。</p>
2	<p>本改正案の財務諸表等規則第 202 条の 2 及び連結財務諸表規則第 175 条の 2 では「切放し法」という表記によっているが、期中会計基準適用指針第 4 項及び第 7 項の表記に合わせる形で、「期中切放し法」と規定する必要はないか、</p>	<p>期中会計基準適用指針では、年度決算における会計方針との違いを明確にするために、企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等において「切放し法」と表現していた部分を、「期中切放し法」とい</p>

	<p>ご検討いただきたい。 (理由) 本改正案の財務諸表等規則第 202 条の 2 及び連結財務諸表規則第 175 条の 2 では、有価証券や棚卸資産の中間決算における会計方針について、「切放し法」という表記によっている。しかしながら、当該処理について定める期中会計基準適用指針第 4 項及び第 7 項では「期中切放し法」という表記になっており、これに揃えることが会計基準等の定めとも整合的であり、実務に混乱をもたらさないものと思われる。</p> <p>この点、確かに金融商品取引法の開示上は、期中決算ではなく中間決算のみが規定され、また、後述する 3. のコメントにおける第二種中間（連結）財務諸表との関係も考慮すると、「期中切放し法」とすべきであるかどうか、議論の余地があるようにも思われる。しかしながら、前述のとおり、会計基準等の定めと同じ規定を法令に設けることで実務の混乱を回避することができ、また、期中会計基準適用指針の上位規定である企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」がいわゆる「指定」の対象となることから、制度上問題がないものと思料する。</p>	<p>う表現にしたものと承知しています。</p> <p>この「期中切放し法」という用語には、中間（連結）会計期間のみならず、四半期（連結）会計期間において切放し法を適用する場合があります。本改正は中間（連結）会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として切放し法を適用した場合にその旨の注記を求めるものであり、「期中切放し法」という用語は本改正には馴染まないことから、「切放し法」という用語を用いております。</p> <p>なお、本改正規則においては、財務諸表等規則第 202 条の 2 及び第 305 条の 2 における「当中間会計期間に係る」の記載並びに連結財務諸表規則第 175 条の 2 及び第 287 条の 2 における「当中間連結会計期間に係る」の記載により、これらの条文における「切放し法」が年度決算でなく中間（連結）会計期間の会計方針であることは明らかであり、「切放し法」と表記することによる実務上の支障は特段生じないものと考えられます。</p>
3	<p>第二種中間（連結）財務諸表については、「中間財務諸表作成基準」及び同注解、「中間連結財務諸表作成基準」及び同注解並びに企業会計基準第 38 号『「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正』が適用されることになるが、これらにおいて、（中間）切放し法の適用に関する注記は特に定められていない。その点からすると、本改正案の財務諸表等規則第 305 条の 2 及び連結財務諸表規則第 287 条の 2 の注記は必ずしも求められないようにも思われるため、改めて注記の要否についてご検討いただきたい。 (理由) 第二種中間（連結）財務諸表については、「中間財務諸表作成基準」及び同注解、「中間連結財務諸表作成基準」及び同注解並びに企業会計基準第 38 号『「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正』が適用されることになるが、これらにおいて、中間決算における有価証券及び棚卸資産の評価に係る方法については特に明確な定めはないものと思われ、期中会計基準適用指針のような期中洗替え法が原則であるかどうかは判然としない。また、（中間）切放し法の適用に関する注記も特に定められてはいない。これらの点からすると、本改正案の財務諸表等規則第 305 条の 2 及び連結財務諸表規則第 287 条の 2 の注記は必ずしも求められないように</p>	<p>中間（連結）会計期間に係る有価証券の減損処理又は棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用した場合には、洗替え法を適用した場合と異なり、中間（連結）会計期間末後に有価証券の時価や棚卸資産の収益性が回復した際には年度の経営成績の測定結果が異なりうるものと考えられます。これは、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表に掲げるいずれの会社であっても当てはまります。</p> <p>このため、中間（連結）会計期間において切放し法を適用した旨は、財務諸表利用者が企業の経営成績を正しく理解する上で、第一種中間（連結）財務諸表と第二種中間（連結）財務諸表のいずれにおいても重要な情報であると考えられます。</p> <p>以上の理由から、財務諸表等規則第 305 条の 2 及び連結財務諸表規則第 287 条の 2 を設けております。</p>

	<p>も思われるため、改めてのご検討をお願いしたい。</p> <p>なお、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の上欄に掲げる会社（以下「上場特定事業会社」という。）の場合には、四半期（連結）決算短信の開示を行うほか、中間期では第二種中間（連結）財務諸表を作成する形になり、期中切放し法によった場合と期中洗替え法によった場合で各期中決算及び年度決算において計上する損益が異なる結果となる可能性があるため、期中切放し法によった場合に第二種中間（連結）財務諸表においてその旨を開示することは意義があるものと思われる。</p> <p>このため、上場特定事業会社については、本改正案の財務諸表等規則第 305 条の 2 及び連結財務諸表規則第 287 条の 2 のご提案について、その要否を併せてご検討いただきたい。</p>	
4	<p>財務諸表等規則改正案第 305 条の 2 及び連結財務諸表規則改正案第 287 条の 2 において提案されている、切放し法の適用に関する注記事項には、「中間財務諸表作成基準」及び同注解、「中間連結財務諸表作成基準」及び同注解並びに企業会計基準第 38 号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（以下、合わせて「中間作成基準」という。）に従い切放し法（中間作成基準に従った切放し法を以下「中間切放し法」という。）を適用する場合も含まれるとの理解でよいかご確認いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>本改正案において、「当中間会計期間に係る」「当中間連結会計期間に係る」とされており、当中間決算又は中間連結決算において切放し法が適用された場合も含まれるように読める。他方、第二種中間財務諸表及び第二種中間連結財務諸表に適用される中間作成基準においては、期中適用指針と同様の内容は定められておらず、中間決算における有価証券及び棚卸資産の評価に係る方法についてどのような方法が認められているか、評価に係る方法に関しどのような注記が必要かは判然としないが、明記がないことから、第二種中間財務諸表及び第二種中間連結財務諸表での注記は求められていないように思われるため、理解を確認させていただきたい。</p>	
5	<p>第一種中間連結財務諸表において規定されている事業分離における分離元企業の注記について、会計基準等の定めと不整合になっている箇所があると思われるため、ご確認いただきたい。</p> <p>（理由）</p>	<p>今般の改正は、期中会計基準の公表により新たに開示が求められる注記に関して、財務諸表等規則等においても同様の注記を求める改正を行うものです。ご指摘の点については、今後、必要に応じて検討してまいります。</p>

<p>期中会計基準適用指針第 62 項(2)において、重要な事業分離に関する事項の注記における実施した会計処理の概要の記載にあたり、期中連結財務諸表においては、「段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理」を含むとされている。これは、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第 317 項(1)の定めとも整合した取扱いである。</p> <p>一方、第一種中間連結財務諸表に関して定められている連結財務諸表規則ガイドライン 117 では、「段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理」のうち、「持分変動差額の金額」を財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号に掲げる事項と読み替えるとされている。ここで、財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号に掲げる事項は、期中会計基準適用指針第 62 項(2)①で期中「個別」財務諸表において含むとされている事項と同様の内容である。</p> <p>以上のように、期中会計基準適用指針第 62 項と連結財務諸表規則ガイドライン 117 で差異がある状況であり、以下の理由から、連結財務諸表規則ガイドライン 117 を期中会計基準適用指針第 62 項に合わせる必要がないか、ご検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持分変動差額の金額」を財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号に掲げる事項と読み替えるとされているが、第一種中間連結財務諸表上も、該当する場合には「持分変動差額の金額」を注記することが適切と考えられること ・期中会計基準適用指針第 62 項では、期中連結財務諸表においては段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理を「含む」とされており、「段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理」は限定列挙ではないものと思われる。このため、該当する場合には、期中連結財務諸表においても、期中個別財務諸表の箇所に記載されている、第 62 項(2)①ア、イ（移転損益を認識した場合の移転損益等）を記載することが考えられること <p>なお、期末の規定である連結財務諸表規則ガイドライン 15 の 16-1-2 では、特に読替えの規定は置かれていない。したがって、連結財務諸表規則ガイドライン 117 のまた書きにあるような読替えの規定はなくとも、該当する場合には、実施した会計処理の概要において財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号に相当する事項を記載することが考えられ、財務諸表等規則第 147 条第 1 項第 2 号に相当する事項への読替え</p>	
---	--

	について規定する必要はないと考えられる。	
--	----------------------	--